

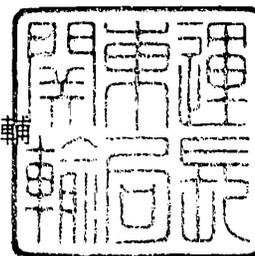
関自旅2第589号

平成元年4月19日

(社) 東京都個人タクシー協会

会長 渡辺七五郎 殿

関東運輸局長 近藤憲輔



偽装迎車行為の是正について

無線等による乗車申し込みを受けていないにもかかわらず、「迎車」表示を悪用して旅客を選別する行為（所謂「偽装迎車行為」）が見受けられる。

かかる行為は道路運送法第15条に抵触する極めて悪質な行為であり、個人タクシーの社会的信用を著しく損うものである。

については、貴協会傘下会員に対し、このような行為を厳に行わないよう強力に指導されたい。

なお、当局においてもかかる行為の一掃を図るため取り締まりを実施するとともに、厳重な行政処分を行う予定であるので了知されたい。